

運 係 輸 交 渉 顛 末 報 告

從 業 員 關 係 運 輸 交 渉 顛 末 報 告

發 端 の 原 因

會社は赤羽線、早稲田線開通準備として監督員十名を増員する必要に迫られた、従来は雇員を登用するに特別銜衡と、試験登用によつたが、中には情實によつたものだと云ふ様な批難をするものもあつたから、今回は最も厳正公平を期し、一般従業員の中から登用することとし、左記受験資格を定めただのである。

- 一、滿三ヶ年以上在社し相當經驗を有すること。
- 二、高等小學校卒業程度の學力を有すること。

そうして、此の雇員檢定試験は九月に行ふことになつたので、八月廿二日従業員一般から受験者を募集しました、然るに進んで之れに應じた者は眞島榮松以下四名に過ぎなかつた。そこで更に古參者中適當と認むる者十人を選んで、個人々々に受験するやうに勧めた結果、江塚長一以下四名、合計總數八名の受験者を得たのである。

然し其の試験の成績は甚だ不満足に終つた。中には不真面目極まる符號様の答案を出したものとあつて豫期の成績を得なかつたのである。そこで會社は探點の標準を一段と下げて前記受験者八名の内幾分良好と認むる眞島榮松、江塚長一、阪井義男の三名を合格者として、改めて人物試験を行ふため、夫々本人の出頭を促したが、眞島は自分の成績を懸念してか出頭せず、阪井は自治會支部幹部である關係上監督になるのはいやだといふ自分が試験を受けたのは力量を試みて見たまでとあると随分不真面なる云草の下に採用に應じない、そこで結局江塚長一一人だけが今度の試験に合格して監督資格を獲得したわけである。

不 穩 の 揭 示 と 惡 宣 傳

超えて十一月廿一日赤羽線開通切迫のため疊に試験としたもの、内荒木末松外四名を本監督に任命した。

然るに、十一月廿七日早朝、阪井義男が各出張所に「親切デー」と稱して突然何の手續をも踏まずに左記の様な掲示を出した。

本月廿七日ヨリ向一ヶ月間ニ亘り親切デイトヲ決行ス。

我等ハ會社ノ乗客ニ對スル優遇觀念ニ之シキニ鑑ミ其ノ反省ヲ促ス意味ニ於テ、他方我等ハ職務上ニ於ケル滿全ヲ期シヨコニ奮起スルモノナリ。安全第一外に今一枚のビラを吊り下げたそれは、輸入りのもので不穩にも『野犬を撲滅しろ』と書いてあるこの掲示と共に他面『老朽新監督採用反對』及『乗客本位のモットーを無視し矛盾したる王子電車會社の陰謀暴露』と題する宣傳ビラを亂發したり、出張所内に投げ込んだりしたのである。

亂 暴 行 爲 と 要 求

そればかりか、事もあろうに従業員の制服を着けたまへて、各停留場に立つて一般乗客公衆に自身自身の恥晒しとも心得ずにビラを配布して居たのである。

依つて會社は廿八日朝該掲示を不穩當のものと認め撤廢を命じた。然るに、同日午後一時半三瓶、天野、阪井の三人が本社運輸課に押し掛けて来て、課長及居合せた、小原船方出張所主任に對し掲示撤廢の不當を詰り、遂には亂暴な言を吐き三瓶はストラ用の十能を取つて小原主任を殴打し様としたが、阪井、天野の兩名に抱き止められ幸ひに事なきを得た。彼等は其の足で今泉支配人に面會し掲示の目的を示し、即答を迫り又何故に撤廢を命じたるやなどと、頗る無謀の質問と共に口頭を以て大要左記の事項を持ち出したのである。

- 一、監督試験資格制度の撤廢。
- 二、老朽新監督採用絶對反對。
- 三、單車撤廢新臺キ一車即時使用。
- 四、人件費節約に伴ふ矛盾反對。
- 五、減車政策絶對反對。

これに對し支配人は即答を避け廿九日午後三時に回答する旨を傳へたが、都合上三十日に延期した。

解 職 及 出 動 停 止 の 申 渡

然るに二十九日早朝又々不穩の文書を亂發し、中には「我等にはストライキの力がある」と云つた様な過激な宣傳ビラを盛んに配布した者があつた。

然して會社が回答を約した三十日には三瓶等は一向に出頭する様がない、依つて巴むなく十二月一日午前十時に出頭する様に、再度通達したが、これにも應じないそればかりか相變らず不穩文書を撒布するので會社は斯かる不良の人物が従業員中に潜在して居るとは全従業員に汚してあり又善良なる従業員を誤り其の前途に大害を及ぼすばかりか、社會に對しても申譯ないかと考へ慎重に考慮した上、主謀者である左記十名を會社に呼び出して斷然解職を申し渡した。

古井・井澤・天野
之れと殆んど同時
不穩文書を撒布した
ることにした
中島・高林・林
根岸・高橋・三

從 業 員 代 表 の 陳 願

然るに十二月三日、岡田和平、田中義信、小出多吉郎、古口定十、今回撤職を申渡された名を即時復職させて出でそれと同時に左出したのである。

嘆願書(原文) 撤職即時復職 今回撤職を申渡された代表十名に對する 難難に就き即時復職を求めたし。

右の外五つの要求たものを、自治會王で差出した。しかし自治會支部の如きも、斯かる嘆願書返事の仕様もないから、部は従業員一同と訂る様に申し附かせた。これに應じ「従業員正した。

依つて會社では一應結果「復職一件」は前次第であるから絶對に目には對しては拾二月六日回答を約し一同は退社した。

然し一面には矢張り社の惡口難言を云つた言語同断な宣傳ビラを頻々亂發し、他面云々様なものをやつて従業員を煽動する様な行爲を為した。

不 誠 意 極 まる

會社は斯様な常軌を行爲者に對しては嚴正照し將來を戒めるため針が決定してゐるので前記の嘆願書の趣意と願書提出期間中に於て

監督採用事情

會社は社内従業員の中から監督の登用をするためには以上の様な考慮を拂ひ、又充分の骨を折つて見たのであるが結局僅か一名しか